

○ 第5次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧表(平成25年度)

行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現 状	取組内容	H25年度取組内容	取組実績	今後の課題及び対応策
1 人口増対策	(1) 都市計画の変更	ア 市街化区域内の開発促進	・昭和48年12月に市街化区域と市街化調整区域に区分され、市街化区域は448.8ha、市街化区域内の残存農地は約32haのうち、一団地(5,000㎡以上)の残存農地は約15ha点在する。	・都市計画基礎調査を踏まえ、開発促進手法等を検討し、市街化区域内残存農地等の開発促進を図る。	・都市計画基礎調査の実施。	・計画どおり佐賀県が実施し都市計画基礎調査が完了した。	・都市計画基礎調査の成果を検証し残存農地等の開発行為の推進について、取組み方法を検討する。
		イ 快適な都市環境の形成	・道路網については、都市計画道路の整備率は92.84%(平成23年3月末現在)に達しているが、今後、将来的な道路網の整備が求められている。	・道路網整備のため幹線道路の行き止まりの解消を図る。	・取組路線の予備調査実施。 ・取組路線の実施に向けた検討・協議。	・白坂久保田2号線外1路線の予備調査を行い改良計画について意見交換会を実施し、改良計画を決定した。 ・白坂久保田2号線の詳細設計を実施するため予算化を行った。	・白坂久保田2号線について平成26年度で詳細設計を実施し地元へ工事に関する説明会等を行う。
		ウ 「鳥栖基山都市計画」の線引き等の見直し	・基山町都市計画マスタープラン(平成18年9月策定)を見直す時期に来ている。 ・容積率、建ぺい率、道路斜線、隣地斜線などの様々な制限があり、2世帯住宅にするスペースの確保が難しい。	・高齢者や障がい者等の安全性及び利便性に配慮した、道路・公園整備を行う。 ・今後の長期的なまちづくり方針を策定する。 ・市街化調整区域を含めた町全体の土地利用方針を策定する。 ・市街化区域拡大を含めた調査・研究を行う	・都市計画基礎調査の実施。 ・都市計画基礎調査の実施。	・計画どおり佐賀県が実施し都市計画基礎調査が完了した。 ・計画どおり佐賀県が実施し都市計画基礎調査が完了した。	・都市計画基礎調査の成果を検証し、平成26年度で佐賀県が区分見直し調査を行う見直し結果により今後の検討を行う。 ・都市計画基礎調査の成果を検証し、平成26年度で佐賀県が区分見直し調査を行う見直し結果等により今後の検討を行う。
	(2) 住宅化の促進	ア けやき台マンション計画	・けやき台マンション建築予定地については、4棟で270戸の計画だったが、現在2棟にとどまっている。	・マンション建築予定地の宅地計画見直しなどを視野に入れて、住宅化を促進するため、所有者などに継続的な働きかけを行う。	・マンション建築予定地の住宅化促進に向けた働きかけの実施。	・事業者としては、マンション計画ではなく戸建て分譲の形で実施することになった。	・当事業者とマンション所有者との協議が1年程度かかる予定である。協議が整い次第、開発の段階で協力できることは協力していく。
	(3) 定住化対策	ア 空き家状況の把握	・町内の空き家について、居住可能建物、居住不可能などの種類別棟数の情報など、十分な把握ができていない。	・空き家状況調査等を行い、町内の空き家等情報を収集する。	・空き家状況等調査内容の検討。	・空き家の調査については、空き家と言っても、完全な空き家から、将来は戻ってくるが一時的に不在となっているもの、また、借家の募集をしているものも様々であるので、個人のプライバシーの問題もあり調査は容易ではない。 ・国の指定統計で、「住宅・土地統計調査」が本年実施された。	・「住宅・土地統計調査」の結果が平成26年には公表されるのでこれを持って状況の把握とする。
		イ 定住促進	・20代～30代の転出が多く、高齢化が進んでいる。	・町有財産の活用を図る。	・町有財産の活用について、取り組み実施に向けた検討・協議。	・平成20年の「住宅・土地統計調査」では、佐賀県が11.1%である中、基山町では4.1%で空き家は極めて少ない状況である。 ・駅前商業地域について、一部の開発業者と意見交換を行った。	・市街化区域内に関しては、高島団地、ニュータウン、けやき台で高齢化による空き家の発生はみられるが、不動産市場の中で順調に売買がなされている。一方、周辺部の中山間地では、 ・不動産価格の上昇がみられない中、再開発の手法は難しいとの意見を伺っています。
	(4) 企業誘致の促進	ア 企業誘致の促進	・町が整備した工業団地は売上の状況にあるが、国道3号線沿いに小規模の空地や未開発の地域がある。	・誘致可能な用地等の情報収集と情報提供を行う。	・誘致可能な用地等の情報収集と情報提供の継続実施。	・企業用地等情報提供制度の周知を行った。その他、佐賀県企業立地ガイドの物件情報へ情報提供を行った。	・最近、景気の回復の兆候が見られる中で、事業用地について企業の引き合いも多くなりましたので、長野地区について具体的な対策を検討する必要がある。
	(5) 子育て支援策の推進	ア 乳幼児期からの一貫した子育て支援	・出生から乳幼児期までの保健指導や育児相談体制等については形成されているものの、入園、入学後の継続した保健指導や育児相談体制は確立していない。	・中学生までの一貫したアドバイスを受けられるような専門の家庭児童支援員の設置を行う。	・他団体、先進地事例の調査研究。 ・現状の検証・評価。 ・現状課題の整理。	・保育園・幼稚園児童について、継続して、保健師による巡回見守り・指導を行った。	・小学校就学後の対応については、教育委員会に委ねている状況であるため、スクールソーシャルワーカーを介して相互の情報共有や連携を図る。
			・子育てを交流広場での活動を通して、サークル活動はできているが、子育て支援グループへとは成長できていない。	・子育てを通じて仲間を増やし、子育ての様々な問題や課題も自分たちで解決できる絆づくりを推進するための情報交換等のできる場所を提供する。 ・町民協働での子育て支援を目指した子育て支援グループや団体等の育成を行う。	・取組実施に向けた検討・協議。 (子育て支援グループの育成支援方法等) ・現状の検証・評価。 ・現状課題の整理。 ・他市町の取組等、事例研究。	・広場での情報交換の中で子育てでサークルを立ち上げようとする動きが出てきた。 ・自分の子どもが小さい内は、自分の手で育てようというグループができた。	・サークル活動の広報、支援等の方策について検討。 ・子育て支援に関する啓発。 ・子育て支援グループに対する助成事業等の紹介を行う。

○ 第5次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧表(平成25年度)

行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容	H25年度取組内容	取組実績	今後の課題及び対応策
1 人口増対策	(5) 子育て支援策の推進	イ 医療費等助成制度の充実	・医療費助成制度については、中学校修了までの入院、通院について助成を拡大した。 ・医療費の補助費増大が見込まれる。	・継続して事業を実施するため、普及・啓発を図ると共に、軽度の病気で安易な受診を防ぐための適正受診についての啓発活動を実施する。	・取組事業の実施。	・子育て支援ガイドブックで、適正受診についての啓発に努めた。	・制度の周知に伴う小・中学生の医療費の申請増はあるが、適正受診は行われていると思われる。引き続き、子育て支援ガイドブック・HP等での啓発に努める。
			・10組に1組の夫婦が不妊に悩んでいると言われていたが、子どもを持ちたいと願うその治療費は、保険適用されていないため、高額な医療費がかかり、不妊に悩む夫婦を経済面でも苦しめている。 ・基山町は全国平均よりも出生率が低い状況。	・子どもを産み育てる環境づくりの根源となる妊娠への一助となるよう、不妊治療費の助成を行う。	・取組事業の実施。 ・取組事業の周知。	・平成25年4月1日より実施(平成25年度実績11件)。 ・広報・ホームページへの掲載、県不妊治療助成申請時に勧奨。	・さらなる周知活動。
	(5) 子育て支援策の推進	イ 医療費等助成制度の充実	・乳幼児や学童のインフルエンザ予防接種は任意接種のワクチンとして位置づけられている。 ・現在、接種費用の全額が保護者負担により実施。	・接種費用の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図り、子育て支援として実施する。	・取組事業の実施。 ・取組事業の周知。	・平成25年4月1日より実施(平成25年度実績1,672件)。 ・広報、ホームページへの掲載、町内医療機関へのポスター掲示。	・さらなる周知。
			ウ 保育体制再編整備(ア) 保育所	・乳児からの入所が増えている。 ・保育料金を細分化し、負担の軽減を図った。 ・基山保育園、たんぼぼ保育園の園舎が老朽化している。	・乳幼児の保育及び教育について、保育所、幼稚園一体となって検討する審議会の設置を行い、各施設の園児の定員及び園舎等施設整備計画の基礎となる指針を策定する。	・審議会要綱の検討。 ・審議会設置要綱の制定。 ・審議会の発足。 ・審議会の開催。	・子育て関係機関の意見交換会を開催した。 ・子ども子育て事業計画に基づくアンケートを実施した
		ウ 保育体制再編整備(イ) 放課後児童クラブ	・小学校修了までの利用拡大について、ニーズ調査・検討を行い、運営方針を決定する。	・小学校修了までの利用拡大について、ニーズ調査・検討を行い、運営方針を決定する。	・取組事業の実施。	・平成25年4月より、対象児童を6年生まで拡大 ・夏季休業中の利用増について小学校ランチルームを利用して対応した。	・平日利用を含め、特に長期休業中の利用者が増えている。 ・放課後児童クラブとして利用可能な町有施設について検討する。
			・平成22年度から、小学校1年生～4年生の児童を保育している(放課後～午後7時)。 ・長期休業中の利用者が増えている(午前8時30分～午後7時)。	・長期休業中等の開所時刻を午前8時に変更する。	・取組事業の実施。	・平成25年4月より、長期休業中等の開所時間を8時からとした。ひまわり教室においては、夏季休業中の利用申込が増加したため、小学校ランチルームを利用して保育を行った。	・長期休業期間中だけでなく、平日の利用申込の増についても考慮する。 ・定員を超える場合は、別途教室を確保。
			・地域(各区)にて放課後見守り事業を行う。	・地域との意見交換、課題についての協議。	・地域との意見交換、課題についての協議。	・放課後において各区で子どもたちを見守ることが出来る場所があるのか、また見守りを行う人がいるかを検討。	・地区の公民館で常時、公民館管理人が常駐しているのは9区のみ。児童クラブや習い事に行かない子どもの見守りの場所として福祉交流館を活用できないか検討。
		エ 地域との連携・子どもの居場所づくり	・若き小学校では、余裕教室が増加しており、特別教室や教科準備室等に利用されている。	・学校の余裕教室について、地域の交流の場などの活用を図る。	・他団体、先進地事例の調査研究。	・他団体や先進地事例の十分な調査研究は行えなかった。	・他団体の取り組み状況を把握しながら、余裕教室の活用について具体的な方策を研究する。
			・地域子どもクラブへの加入者が減少し、運営面での保護者等の協力が難しくなっている。	・子どもクラブ参加による地域とのつながりのメリットを再度見直し、楽しんで活動できる地区対抗戦などを実施し、子どもクラブ加入率の向上を目指す。	・取組内容についての意見集約を行ない、具体的な実施方法を検討する。	・各行事における会議において、対象となる子どもの減少について、行事の実施内容等を検討した。	・加入率の向上と同時に、少子化に伴う行事内容についての工夫が必要となっている。
			・登下校時の見守り等、地域での独自事業が自主的に行われている。	・登下校時のみならず、地域による防犯パトロール実施を推進する。	・取組内容についての意見集約を行ない、具体的な実施方法を検討する。	・昨年同様に、リーダー研修会・指導者研修会を開催し、現状課題の把握に努め、より地域での活動を有効に行えるように講習等を行った。また、地域環境点検活動では子どもにとっての有害物の排除を目指し、パトロールを行った。	・引き続き、現在実施している研修会等を通して、それぞれの地域に密着した住民参加や防犯活動等を支援できる環境を構築する。
・小学生を対象に子どもの居場所づくり教室事業(行政主導)に取り組んでいるが、参加者は平均40人程度で固定化しつつある。	・公民館等を開放し、地域や老人クラブなどと協働で習い事や見守り等、地域の子どもと大人が集う居場所づくり事業を創設する。		・現状の検証・評価。 ・現状課題の整理。	・子どもたちの見守りのため、各地域の民生委員・児童委員の方々が協力を申し出てあり、限られた人数で運営している教室にとっては強力な支援となっている。	・地域や世代間交流のため、福祉交流館を使った教室を計画する。		
オ 子育て支援施策のPR	・ホームページで制度案内をしている。		・他自治体より優位な施策を町外の人が集まる(通)場所内で案内・掲示する。	・取組事業の実施。	・現状の検証・評価(第1印象の向上)。 ・窓口対応・電話による問合せに、丁寧で分かりやすい説明を心がけ、保護者に対してきた子どもたちにも声掛けを行っている。	・手続きのため、親子連れで来庁された保護者にとってキッズスペースの役割は大きい。利用頻度が高く、おもちゃの痛みが進んでいるため更新の必要あり。 ・子育て支援ガイドブックの更新。 ・ホームページによる情報提供は引き続き行う。	

○ 第5次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧表(平成25年度)

行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現 状	取組内容	H25年度取組内容	取組実績	今後の課題及び対応策
2 持続可能な財政運営の実現	(1) 中長期財政計画の随時見直し	ア 中長期財政計画の更新	・平成22年9月に策定されたが、その後改定がされていない。	・国の地方財政に対する考え方や県の動向等を踏まえ、中長期的な財政計画の更新を行う。	・前年決算を反映させ実現可能なものに近づける。	・次年度当初予算、実施計画との整合性を研究。	・次年度当初予算、実施計画との整合性を研究。
		ア 計画的な起債借入	・公園整備事業や道路改良事業等を中心に、各年度の事業量に応じた起債を行っている。 ・普通交付税の振替え分(一般財源)として臨時財政対策債の発行を行っている。	・臨時財政対策債については、引き続き国が定める発行可能額について起債を行う。 ・その他の起債については、各年度の事業量等を精査し、優先順位を定めることにより、将来の公債費抑制を図る。 ・起債にあたっては、普通交付税の基準財政需要額への交付税措置について考慮し、借入を行う。	・堅実な財政運営を念頭に予算化し、起債を行う。	・起債は、交付税措置のあるものとした。	・今後も起債は、交付税の措置があるものとする。
	(3) 補助金の検証と評価	ア スクラップアンドビルドの徹底	・時限付きの補助金等のうち、陳情等により継続(復活)するものがある。	・スクラップアンドビルドを徹底する。	・予算計上や査定の際に、再度調整を行う。	・案件毎に、実情を検討し、一部廃止となった。	・スクラップアンドビルドの視点をもって、査定を行う。
		イ 補助金等の再検証	・平成21年の補助金等審査委員会にて、一定の見直しが行われているが、「補助事業」ということで削減保留となったものも存在する。	・再度、検討委員会及び審査委員会を設置し、真に必要な補助金かを検証し、継続か否かを判断する。	・基山町補助金等検討準備委員会にて「負担金・補助金等見直し削減計画(仮称)」の計画案策定を行う。	・補助金見直しの手順、作業の検討。	・補助金見直しの手順に沿って、基山町補助金等検討準備委員会の設置を行う。
	(4) 自主財源の確保(公共施設、町有地の有効活用)	ア 広告料収入の確保	・現在広告について、町要綱で定めているもののうち、庁用自動車についての実績がない。	・庁用自動車への広告掲載のPRを行う。	・継続的なPRを行う。	・庁用自動車への広告掲載のPRを行った。	・継続的なPRを行う。
				・新たな広告場所や媒体の研究を行う。	・先進地の事例を研究する。	・事例、情報の収集を実施。	・事例、情報調査検討の実施。
		イ ふるさと応援寄附金の活用及び推進	・本町では、450万円程度の寄附をいただいているが、同じ三養基郡内には、2倍程度、県内には、1億円以上の寄附があった団体もある。 ・制度ができて、数年経つが、活用の実績がない。	・特定の事業への活用を図る。	・適切な事業への活用を実施。	・基山中学校の校旗購入に活用を図った。	・寄附金の有効な活用も行いつつ、制度の推進を図る。
				・成果を協力者へ報告するとともに、ホームページ等にて公表することで、一層の推進を行う。	・活用して実施した事業について広報等で報告するとともに、寄附依頼の広報もあわせて行う。	・基山中学校の校旗購入に活用を図り、広報等で紹介を行った。	・寄附金の有効な活用も行いつつ、制度及び活用案件の紹介を図りたい。
		ウ 町有地等の活用	・神の浦ため池の埋め立てに伴い、利用方法の検討が必要。 ・旧役場、旧公民館跡地について有効活用が図られていない。	・神の浦ため池跡地の有効利用を図る。	・有効利用の検討。	・進行中の事業について、調査検討実施。	・進行中の事業について、調査検討実施。
				・旧役場、旧公民館跡地等については将来的に使用する可能性があるものの、当面、使用する予定がない土地等について有効活用を図る。	・研究、検討を行う。	・進行中の事業について、調査検討実施。	・進行中の事業について、調査検討実施。
	エ 町有施設の使用料見直し	・町有施設の供用開始当初の使用料設定は、利用促進を図るため、低く設定している。 ・体育施設、町民会館、憩の家の使用料は指定管理者が徴収している。	・受益者負担の原則に立った、運営費、維持補修費を基礎とした適正な使用料への見直しを行う。	・取組実施に向けた検討・協議。	・平成26年10月を目途に適正使用料を算出。	・使用料算出後、改定した場合の周知。	
			・体育施設、町民会館、憩の家の使用料についても見直すことにより委託料の適正化を図る。	・取組実施に向けた検討・協議。	・平成26年10月を目途に適正使用料を算出。	・使用料算出後、改定した場合の周知。	
	(5) 行政サービスの見直し	ア 町民ニーズの的確な把握及び行政が果たすべき役割の明確化	・各分野ごとの町民ニーズの把握は、アンケート調査等により行ってきたが、本町の行政全般にわたる調査は行っていない。	・町民ニーズを的確に把握するため、本町の行政全般にわたる満足度調査を実施する。また、調査結果の検証を行い、今後の本町行政が果たすべき役割を明確化する。	・現状の把握。 ・調査内容及び方法の検討。 ・調査の研究。	・総合計画策定のため、町民アンケートを実施した。	・具体的施策を調査するアンケート調査が必要である。
				・庁内業務は多岐にわたるため、それぞれの部署で対応を行っている。	・共通な課題に対応するための業務連携マニュアルを作成する。	・選定された事務事業について、現状の評価・検証・課題の整理を行い、業務連携マニュアルを策定する。	・現状の評価・検証。

○ 第5次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧表(平成25年度)

行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現 状	取組内容	H25年度取組内容	取組実績	今後の課題及び対応策
2 持続可能な財政運営の実現	(6) 下水道特別会計の複式簿記の導入	ア 企業会計方式の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業は、「独立採算」を原則とし、特別会計で経理している。 ・現在の官庁会計方式では単年度の資金収支は把握できるが、資産や負債等の経営情報が十分に把握できない。 ・経営状況の的確な把握を行い、収支バランスや資産・負債バランスの検証を行う必要がある。 ・流域下水道への多額の財政負担に耐えうる、中長期的な財政計画を策定していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業法の法適用を行う。 ・企業会計方式を導入し、複式簿記による経理を行う。 ①貸借対照表等の財務諸表を分析し、経営状況の適正化を図る。②固定資産台帳・施設台帳等の整備を行う。③他の法適用団体との比較検証を行う。④収益バランスのとれた下水道使用料への適正化を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり目標を達成できた。業務委託を行い計画的な導入につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施に向け、今後も計画的に業務委託に成果を精査し、関係機関と協議検討を行う。
		ア 佐賀県滞納整理推進機構との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度から佐賀県滞納整理推進機構に参加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県滞納整理推進機構と協力し、徴収率の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収率向上事業の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収事務研修会に参加し、滞納整理の実施方法を学ぶと共に情報交換等を行った。また、共同催告を行い、一斉給与差押を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高額及び長期滞納者に対しては財産調査等の調査・捜索を行い、差押を実施しながら、適切な滞納整理を推進し、徴収率向上を図る。
	(8) その他の取組	ア オープンソースソフトウェア(OSS)の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・本町で使用しているパソコンはWindowsを使用しているが、一部の自治体では無償で利用できるオープンソースソフトウェアを活用してコスト削減を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン導入時の費用削減と文書の管理効率化を目的として、無償で利用できるオープンソースソフトウェアについて全庁的な導入を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続検討の結果、オープンソースソフトウェアの導入は時期尚早と判断した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務システムとの連携が可能か調査を実施した結果、各業務システムはWindowsOS・Officeを使用しているため、システム改修が必要になるため、高額な費用が予測されたため、現状では取り組まない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務システムがWindowsOS・Officeを使用しなくても稼働するようになった段階で検討する。
		イ 町長選・町議選の投票時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・当日の投票時間は午前7時から午後8時までとなっている。 ・期日前投票も午前8時30分から午後8時まで行っており、住民の方にも浸透し多数の方が利用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在実施されている当日投票時間の短縮を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町の状況調査及び問題点の整理。 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間短縮を実施するにあたり、短縮理由を含め、法的・方法的に可能であるか検討を行う必要がある。
		ウ 旅費の算定方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費の宿泊料、自動車賃、食卓料について、職区分で単価が異なっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費単価について、見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の自治体の調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果の検討を実施。
		エ 循環バスの有料化	<ul style="list-style-type: none"> ・循環バスの料金は無料である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基山町循環バス検討委員会報告書(平成23年12月)を踏まえ、有料化と利便性の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組実施に向けた継続検討・協議。 ・取組実施に向けた方針策定・周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携計画等策定計画の策定を行った。また、試験も、運行状況アンケート等を利用し検証し利用者の利便向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スムーズな試験運行並びに本格運行を行うとともに、運行状況をアンケート等を利用し検証し利用者の利便向上に努める。
3 行政サービスと透明性の向上	(1) 行政評価の確立	ア 行政評価システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・基山町まちづくり基本条例第26条(行政評価)により事務事業の評価を行うため職員研修を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業を決定する際に、新規事業評価表を作成し、必要性・緊急性などを精査し、決定の過程を公表する。 ・職員が事業シートを記入することで、事業の目的を再確認する。 ・計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを順に実施する。このPDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的な業務改善を行う。 ・評価結果の公表を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価の取り組み実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価については、事務事業評価を行い全事業753事業のうち、87事業について評価を実施しました。その結果、改善を指示された事業が30事業ありました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価を実施する理由は、これを業務の改善に結びつけるのが目的であるので、今後は評価と業務改善を結びつけた評価手法の検討が必要と考えております。
		イ 外部評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・町民参加の方法として、基山町まちづくり基本条例第24条のパブリックコメントを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内部評価が定着した後に外部評価を導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部評価に向けた検討・協議。 ・現状の課題整理。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価を実施し、結果についてパブリックコメントを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントについて、意見が出てこない状況であるため、町民の皆さんへの周知方法を検討する必要がある。
	(2) 申請等の利便性の向上	ア ホームページの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・各種申請書のダウンロードが可能であるが、各課のページまで進まなければ、申請書様式の取得ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の様式については、トップページに分かりやすい一覧表を掲載し、五十音、用語検索等ができるようにする。 ・条例等にある申請書様式については掲載を拡充する。 ・各種申請書の書き方を分かりやすくするための記載例を掲載する。 ・申請者が直接入力できる様式フォーマットを導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組実施に向けた検討・協議。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ保守業者と協議し、実施に向けて調整を行った。 ・申請者が直接入力できる様式フォーマットについては、高額な改修費用が予想されるため、Microsoft Word・Excelを利用した申請書の様式を掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・五十音、用語検索等は利用頻度が低いいため、申請書様式集の専用ページを作成する。 ・各種申請書の書き方を分かりやすくするための記載例の掲載を推進する。

○ 第5次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧表(平成25年度)

行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現 状	取組内容	H25年度取組内容	取組実績	今後の課題及び対応策	
3 行政サービスと透明性の向上	(2) 申請等の利便性の向上	イ 各種窓口サービスの向上	・特定の証明書については、午後8時まで時間外交付を行っている。	・時間外交付の時間帯の延長及び証明書の種類を拡大する。	・時間外交付にて取扱う証明書等の検討・協議。	・転入時の説明や広報誌、HPにて時間外交付の実施について掲載し、広報活動を行った。	・広報活動等により交付件数が増加し、成果があった。今後は、時間延長の対応として、コンビ二交付等の検討が必要。	
			・頻度の低い申請書書式等は、各担当にしか分からないことがあり、窓口対応に時間がかかる現状がある。	・ホームページの申請書一覧等を整備することにより、書類の所在について分かりやすくする。 ・申請者のためのチェックシートを作成する。 ・窓口対応のチェックや評価ができる体制を構築する。	・取組内容の実施に向けた検討・協議。	・窓口対応に時間がかからないよう、申請書の保管場所を明確に表示する等を一部実施した。	・窓口対応が迅速にできるような体制づくりを検討する。	
	(3) 行政情報提供の推進	ア 行政情報の公開	・情報公開コーナー、図書館においてペーパーで公表している。 ・広報、ホームページにより公表している。	・町費を支出している一部事務組合等の情報を広報、ホームページにて公開を行う。	・他団体との調整 ・取組実施へ向けた検討・協議	・取組実施に向けた検討。	・取組実施に向け、他団体との検討・調整を行う必要がある。	
		イ 情報提供の充実	・情報公開については、「基山町情報公開条例」を制定し、実施している。 ・広報、ホームページ、出前講座により情報提供を行っている。 ・予算書のダイジェスト版を平成18年度から発行している。	・Twitter、フェイスブック等に代表される新たな情報コミュニケーションツールを導入する。 ・ホームページに「分かりやすい・分かりにくい、役に立った・役に立たなかった」などのアンケート項目を作成する。	・継続検討。 ・取組事業の実施。	・民間SNSツールの導入を検討した。 ・WEB町長室、各課問合せ、町民提案制度を照会している。 ・改修費が発生しないように検討し、平成26年度中に、一部のページで試験的にアンケート項目を実施する予定。	・システム改修の費用が発生しないように検討。 ・新たなSNS導入に向けて、調査検討が必要。 ・システムの開発が進む中で、多額の改修費用が発生しない範囲で、現状に合うホームページの作成。	
(4) 指定管理者等委託事業の運営状況等の情報公開	ア 指定管理事業の運営状況の情報公開	・体育施設、町民会館、農産物加工場、憩の家は、指定管理者制度を導入している。	・運営状況等、町民サービスの向上及びコスト削減等の検証を行い、その結果を公表する。	・取組実施に向けた検討・協議	・取組実施に向けた検討。	・運営状況検証方法、公表方法について検討を行う必要がある。		
4 町民が主体のまちづくり	(1) まちづくり基本条例による提案制度、町民意見等の反映促進	ア 町民提案制度による町民意見等の反映促進	・提案書の提出は、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールにより提出することができ、容易に提案することができる。 ・提案内容については、担当課において調査、検討して回答している。 ・ほとんどが、要望・陳情・意見で終わっており、町全体や地域に効果が波及するような提案は少ない。	・町民の主体的な活動を盛り込んだ提案書の作成を促進する。 ・広報、ホームページ、出前講座を活用した制度の周知を行う。 ・地域担当職員による支援を行う。 ・協働推進に係るパンフレットを作成する。	・取組事業の実施。 ・取組事業の実施。 ・取組事業の実施。 ・取組事業の実施。	・各区にまちづくり計画書の作成を依頼。 ・第5次基山町総合計画策定における地域別アンケートを実施した。 ・広報、ホームページ、出前講座を活用した制度の周知を行う。 ・地域担当職員支援要請により、まちづくり基金事業申請、地区公民館の立て替え等の相談に応じた。 ・第5次基山町総合計画策定における地域別アンケートの集約を行った。 ・平成24年度で作成した「協働のまちづくりのすずめ」のパンフレットを配布した。	・引き続き、各区にまちづくり計画書の作成をお願いする。 ・町民提案制度の啓発を行う。 ・引き続き、広報やホームページにより制度の周知を行う。 ・各区長と連携を取り、制度の充実を図る。	
			ア 男女共同参画の啓発	・男女共同参画の内容についての理解が深まっていない。	・男女共同参画がどの様なものか、住民の方に知ってもらうために、広報やホームページにおいて定期的に周知を行う。	・取組事業の実施	・基山町ホームページにて定期的に男女共同参画についての周知を行った。	・さらに周知を徹底するために、ホームページだけではなく広報誌に掲載していくことが課題。
			イ 各審議会等での数値目標の達成	・各審議会等での女性の登用は少ない。 ・「基山町男女共同参画推進プラン」により審議会等委員女性参画率を定めている。	・「基山町男女共同参画推進プラン」により定めている審議会等委員女性参画率の達成を目指す。	・取組事業の実施	・基山町男女共同参画推進員会議にて積極的な審議会等への女性登用の呼びかけを行った。	・女性が審議会等に参加しやすい環境整備を検討する必要がある。
				ウ 女性が参加しやすい環境整備	・審議会等の多くは平日の日中に行われている。	・各審議会等に参加しやすい日時、会場等を設定する。	・取組事業の実施	・現状課題の整理。
エ 登録制の導入	・審議会等への参加をお願いしても希望がなく、依頼しても固辞される場合が多い。 ・町から特定の個人に対し参加依頼をしている状況である。	・登録制とし、必要な場合に参加依頼をする。 ・事前に本人の希望や得意分野、そして参加可能な時間帯等を登録しておく。	・取組事業の実施	・現状課題の整理。	・取組事業の実施にむけた情報収集・検討を行う必要がある。			
5 効率的・効果的行政組織の確立	(1) 広域行政推進のための共同事業化等の検討	ア 観光事業の他市町との連携	・本町には基肆跡跡や大興善寺など観光資源があるが、町内だけの観光資源では十分なパッケージを提供できていない。	・鳥栖プレミアムアウトレット、九州新幹線、サガン鳥栖など近隣市の観光資源と結びつけることで、観光客に魅力的なパッケージにする。	・観光事業の他市町村との連携を推進。	・グランドクロス観光部会において、アジア太平洋フェスティバルでブースを設け、リーフレット配布や子供向けに缶バッジ抽選を行うなど観光PRを図った。	・今後も継続して、他市町との連携を深めていく必要がある。	
		イ 葬祭公園の他市町との共同化	・町単独で管理しているが、今後、高齢化に伴う利用頻度の増加が予想され、炉敷、老朽化、立地等の問題もあり現状の施設では対応が困難になる可能性がある。	・単独運営や近隣市と連携した共同運営も視野に入れた計画を策定する。	・近隣市町村との検討、協議及び運営方針決定。	・鳥栖市及び小郡市との担当者レベル協議、検討を行った。 ・共同運営についても、时期的なものや運営形態の方向性についての問題を整理する必要があると感じた。	・単独運営を選択した場合は、施設の長寿命化が必要。共同運営を選択する場合最適な時期を検討する必要がある。現施設の長寿命化を行いながら、共同運営については検討していく必要があると思われる。	

○ 第5次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧表(平成25年度)

行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現 状	取組内容	H25年度取組内容	取組実績	今後の課題及び対応策	
5 効率的・効果的行政組織の確立	(2) 組織機構の適正化	ア 組織の再編	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度から副町長を再配置した。 地方分権一括法の制定により、地方への業務量増が考えられる。 平成20年4月に課及び係の統廃合を行い、15課30係から10課23係に削減を行った。平成21年度に見直しを行い、11課24係の組織構成となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な意思決定や総合的な事業展開を図るためには、各課係の業務量等の平準化を図り、課長と係長が十分に掌握できる範囲の業務量を設定する必要がある。 その時々業務量に合わせた課係の再編を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 取組実施に向けた検討・協議 	<ul style="list-style-type: none"> 組織機構改革実施に向けて、組織機構の現状及び課題についてヒヤリング調査を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ヒヤリング調査の結果を踏まえ、組織機構改革ワーキングチームを設置し、組織機構改革の検討を行う。 	
		イ 職員年齢構成の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 現在は30歳まで採用可能となっていることもあり、20歳代前半の新規採用者が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来、年齢バランスのとれた職員構成になるよう採用試験制度を含めた研究を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 取組実施へ向けた検討・協議 	<ul style="list-style-type: none"> 現状課題の整理。他市町の状況調査。 	<ul style="list-style-type: none"> 他市町の状況調査結果を踏まえ、問題点の整理を行うとともに、取組実施へ向けた検討を行う必要がある。 	
	(4) 人材育成強化	ア 民間会社等での研修	<ul style="list-style-type: none"> 現在は、市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)等の機会を活用し、日々の業務に直結する研修により人材育成を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の行政運営を考える時に、民間のノウハウや感覚を取り入れることも重要となる。受け入れ可能な民間会社等があれば職員を派遣する。 	<ul style="list-style-type: none"> 取組実施へ向けた検討・協議 	<ul style="list-style-type: none"> 取組事業実施への検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 課題の整理を行うとともに、各種情報収集を行う必要がある。 	
		イ 職員研修目的での派遣	<ul style="list-style-type: none"> 現在は、県、鳥栖市、小郡市との人事交流を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 基山町の将来を見据え、積極的な派遣も必要である。 国や県の機関に研修目的で1年から2年間派遣し、各分野でのノウハウとネットワークを習得する機会を持たせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 取組事業実施への検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 課題の整理を行うとともに、各種情報収集を行う必要がある。 	
	6 民間機能の活用	(1) 地域組織や企業、NPO等による協働活動の促進	ア 地域組織等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 民間ボランティアの活動により、防犯パトロールを行っている。 立ち番による、登下校の見守りを行っている。 社会福祉協議会でボランティアセンター事業の支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> CSO(NPO、PTAなど)組織について、活動の支援と育成を行う。 社会福祉協議会と協力し、ボランティア団体との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 取組実施に向けた検討・協議。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の買物弱者対策について、町内活動団体と意見交換会を実施した。 民間企業等の助成事業の啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> CSO(NPO、PTAなど)組織、社会福祉協議会及びボランティア団体との連携、協力が必要である 各種団体との意見交換を行う。
			イ 地域組織等の知識活用	<ul style="list-style-type: none"> 町民提案制度により、地域組織等を含む町民から、まちづくりに関する施策や具体的な事業に関する提案を受け付けている。 ボランティアにより「広報きやま」の朗読や点字変換等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体等の提案の促進を図る。 行政にない知識や技術を有するボランティア団体等と連携を図り、積極的に協働事業を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 町民提案を受けた事業に関して、提案団体が主体となり事業を実施した。 専門的知識等を持つ方を、登録してボランティアによるアドバイザーとして雇用できる制度を検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> 協働化できる事業の選定が必要。 ボランティア団体に関する情報を収集し、協働化できる事業を検討する必要がある。 アドバイザー制度の確立。
ウ まちづくり基金の活用			<ul style="list-style-type: none"> 補助事業者に対して、年度あたり20万円を限度とし補助金を交付している。 同一の事業に対する補助期間は3年間を限度としている。(平成24年度 8団体 1,501千円) 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり基金の活用を推進するため、まちづくり基金を活用した事業結果の発表会を開催する。 まちづくり基金を活用した事業を広報やホームページに掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続検討 	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容の説明と紹介を広報やホームページに掲載した。 活動団体の実績報告をホームページに掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業結果の発表会を平成26年度に実施する。開催にあたって事業者との協議が必要。 	
(2) 指定管理者制度等の有効活用		ア 公共施設における指定管理	<ul style="list-style-type: none"> 体育施設、町民会館、農産物加工場、憩の家は、指定管理者制度を導入している。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度等を導入している施設については、サービスと安全面での検証を実施し、その他施設についても、指定管理者制度等の導入を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 取組実施に向けた検討・協議 	<ul style="list-style-type: none"> 取組実施に向け検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度についての検証・指定管理者制度導入可能な施設についての検討を行う必要がある。 	
(3) 民間委託化の検討		ア アウトソーシングの推進	<ul style="list-style-type: none"> 町有地等の一部は、維持管理(草刈等)を地域の団体に委託している。 電算システム開発・管理などは、民間の能力を活用し、効率的な業務を行っている。 庁舎等の維持管理については、委託によって効率的な運営を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 町事業を点検の上、アウトソーシングできる業務がないかについて研究・推進を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 取組事業の実施。 アウトソーシング化の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 町道の一部の維持管理(草刈等)を地域の団体に委託した。 データ入力など単純作業については、臨時職員などで行っている。 引き続き既存の事務・事業等の検証を行い、新たにアウトソーシングを推進すべき事務・事業等を検討する。 		